令和４年度 特別区民税・都民税（住民税）について

令和４年度の納税通知書兼変更通知書をお届けいたします。税額は次のとおり計算しています。

◎特別区民税・都民税の計算のしくみ　※特別区民税・都民税を総称して住民税といいます。

Ⓐ 課税標準額（1,000円未満端数切捨）

・課税標準額とは次の金額

所得金額－所得控除額

（所得金額＝収入－必要経費）

※給与所得・公的年金等の所得の場合は下記の方法により計算します。

×

Ⓑ税　率

	特別区民税	都民税
総所得 山林・退職	６％	４％
分離所得	下表参照	

＝

Ⓒ 算　出 所得割額

－

Ⓓ 税　額 控除等

＝

Ⓔ 所得割額（100円未満端数切捨）

＋

Ⓕ均等割額 5,000円（特別区民税　3,500円）（都　民　税　1,500円）

Ⓖ 年税額

〈分離所得分〉

区分		課税譲渡所得	特別区民税	都民税
短期譲渡	一般分	一律	5.4%	3.6%
	軽減分	一律	3%	2%
長期譲渡	一般分	一律	3%	2%
	特定分	2,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		2,000万円超の場合	3%－12万円	2%－8万円
	軽課分	6,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		6,000万円超の場合	3%－36万円	2%－24万円
一般株式等の譲渡			3%	2%
上場株式等の譲渡			3%	2%
上場株式等の配当等			3%	2%
先物取引			3%	2%

※特別区民税均等割には、次の軽減措置があります。

軽減の条件	軽減額
①均等割が課される同一生計配偶者又は扶養親族	1,500円
②上記①の方を２名以上有する方	1,000円

〈給与所得の計算〉（収入金額から給与所得控除を差し引いた金額）

収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0
551,000円以上 1,619,000円未満	(A)－550,000
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000
◎1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A)×60%＋　100,000
◎1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A)×70%－　80,000
◎3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A)×80%－　440,000
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A)×90%－1,100,000
8,500,000円以上	(A)　－1,950,000

◎部分は、収入金額(A)を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円÷4,000円＝454.05→454×4,000円＝1,816,000円（A）

※所得金額調整控除
下記の対象者に該当する場合は算出した控除額を上記の表で求めた給与所得額から差し引きます

	対象者	控除額
①	給与収入が850万円を超えて、下記のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者である方 ・23歳未満の扶養親族がいる方 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方	(給与等の収入金額(※1)－850万円)×10% (※1)　1,000万円を上限
②	給与所得と公的年金等の所得の両方がある方	(給与所得(※2)＋公的年金等の所得(※2))－10万円 (※2)　それぞれ10万円を上限

非課税について

右のいずれかに該当する場合は非課税です。

・合計所得金額が「35万円×（１＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋10万円＋21万円」以下の方（単身者の場合、21万円の加算はありません）
・本人が障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合または未成年者の場合で合計所得金額が135万円以下の方
・令和４年１月１日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

〈公的年金等の所得の計算〉（収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	(B)　－1,100,000	(B)　－1,000,000	(B)　－　900,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(G)×75%－275,000	(B)×75%－175,000	(B)×75%－　75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(G)×85%－685,000	(B)×85%－585,000	(B)×85%－　85,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(G)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(G)　－1,955,000	(G)　－1,855,000	(B)　－1,755,000
65歳未満	1,300,000円未満	(G)　－　600,000	(G)　－　500,000	(B)　－　400,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(G)×75%－275,000	(B)×75%－175,000	(B)×75%－　75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(G)×85%－685,000	(B)×85%－585,000	(B)×85%－485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(G)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(G)　－1,955,000	(G)　－1,855,000	(B)　－1,755,000

所　得　控　除

種類	控除額
雑損控除	次の①又は②のどちらか多い金額 ①（損害金額）－（保険金などで補てんされる額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出の金額）－５万円
医療費控除	（支払った医療費の総額）－（保険金などで補てんされる額）－〔総所得金額等×５％（10万円を上限）〕＝控除額〔上限額200万円〕
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	（支払った特定一般用医薬品等購入費）－（保険金などで補てんされる額）－１万２千円＝控除額〔上限額８万８千円〕
社会保険料控除	支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額

生命保険料控除

保険の種類		支払った保険料(A)	控除額算出式
新契約分（平成24年１月１日以降に締結した生命保険契約）	①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,000円超～32,000円以下	(A)　÷２＋　6,000円
		32,000円超～56,000円以下	(A)　÷４＋14,000円
		56,000円超	28,000円
旧契約分（平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約）	④一般の生命保険料 ⑤個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,000円超～40,000円以下	(A)　÷２＋　7,500円
		40,000円超～70,000円以下	(A)　÷４＋17,500円
		70,000円超	35,000円

①～⑤について上表により個別に控除額を計算し、次の算式に代入して求めます。（上限額：70,000円）

（①の控除額＋④の控除額）＋（②の控除額＋⑤の控除額）＋③の控除額
※　　※

※ 下線部分の上限額はそれぞれ28,000円
ただし、下線部分が旧契約（④又は⑤）の控除のみの場合は、35,000円を上限額とする。

地震保険料控除

	支払った保険料(B)	地震保険料控除算出式
① 地震保険料	50,000円以下	(B)÷２
	50,000円超	25,000円
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超～15,000円以下	(B)÷２＋2,500円
	15,000円超	10,000円

※ ①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方の支払がある場合は、それぞれの控除額の合計額〔上限額25,000円〕

（所得控除　続き）

	控除の種類		控除額
人的控除	障害者		26万円
	特別障害者		30万円
	同居特別障害者		53万円
	寡婦		26万円
	ひとり親		30万円
	勤労学生		26万円
	扶養	一般（16歳以上18歳以下及び23歳以上69歳以下）	33万円
		老人（70歳以上）	38万円
		同居老親等（70歳以上）	45万円
		特定（19歳以上22歳以下）	45万円
	基礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円
		2,400万円超　2,450万円以下	29万円
		2,450万円超　2,500万円以下	15万円

控除の種類			納税義務者の合計所得金額ごとの控除額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般		33万円	22万円	11万円
	老人（70歳以上）		38万円	26万円	13万円
配偶者特別	配偶者の合計所得金額	48万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超　105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円

「Ⓓ税額控除等」の計算方法

（1）調整控除（合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません）

合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア　人的控除額の差額（＊１）の合計額
イ　合計課税所得金額（＊２）
⇒　アとイのいずれか少ない額の５％
（特別区民税３％・都民税２％）

合計課税所得金額が200万円超の場合

ア　人的控除額の差額（＊１）の合計額
イ　合計課税所得金額（＊２）－200万円
⇒　アからイを控除した金額（５万円以下（マイナスを含む）の場合は５万円）の５％
（特別区民税３％・都民税２％）

（＊１）人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類		差額
寡婦		1万円
ひとり親	父	1万円
	母	5万円
障害者		1万円
特別障害者		10万円
同居特別障害者		22万円

控除の種類		差額
扶養親族	一般	5万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
	特定	18万円
勤労学生		1万円
基礎控除		5万円

控除の種類			納税者本人の合計所得金額ごとの差額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般		5万円	4万円	2万円
	老人（70歳以上）		10万円	6万円	3万円
配偶者特別	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

（＊２）合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額（それぞれ、納税通知書変更通知書の「課税標準額の内訳に記載」）

（2）配当控除　※申告分離課税を選択した場合は適用なし

課税標準額 / 種類	1,000万円以下の部分 特別区民税	1,000万円以下の部分 都民税	1,000万円超の部分 特別区民税	1,000万円超の部分 都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

（3）配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区分	特別区民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	３／５	２／５

（4）外国税額控除（控除限度額）

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18%
都民税	所得税の控除限度額の12%

（5）寄附金税額控除　※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30%です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	（寄附金額－2,000円）×６％（特別区民税分）
東京都の条例で指定されている団体	（寄附金額－2,000円）×４％（都民税分）
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・地方公共団体で特例控除対象以外の団体	（寄附金額－2,000円）×10%　※特別区民税分６％、都民税分４％
地方公共団体で特例控除対象の団体（ふるさと納税など）	（寄附金額－2,000円）×10%＋特例控除額（＊３）　※特別区民税分６％、都民税分４％

（＊３）特例控除額…次の計算式により算出（特別区民税・都民税算出所得割額から調整控除を差引いた金額の２割が上限）
※総務大臣が指定した地方公共団体への寄附に限り、特例控除が適用されます。

基本的な特例控除額計算式	（地方公共団体への寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率（＊４）×1.021）

（＊４）所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率
※分離課税される所得があるときなどは、別の計算式により算出する場合があります。
地方公共団体に寄附した場合で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特例控除額」が上記に加算されます。

（6）住宅借入金等特別税額控除　※平成24年１月１日以後に居住を開始した場合に限ります。

下記の①と②－1、又は①と②－2を比較し、少ない金額を控除します。

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
②－1 前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の５％（ 97,500円を限度）　特定取得に該当しない場合
②－2 前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の７％（136,500円を限度）　特定取得に該当する場合

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額や費用の額に含まれる消費税が、８％又は10％の税率で課された住宅の取得等のことをいいます。

〔お問い合わせ〕荒川区役所　税務課課税係　電話 03-3802-3111（代表）内線 2316～2319、2321～2323
※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。